

## 単価契約（郵便による見積合せ）実施要領

### 1 見積合せに付する事項、見積合せに参加する者に必要な資格に関する事項等

発注案件名称：浄水発生土搬出運搬処理委託  
発注番号：03GDY-1  
入札方式：見積合せ  
契約方式：単価契約  
申請書・見積書等郵送締切日：令和4年1月27日  
見積合せ執行日時/場所：令和4年2月2日 午後1時00分 枚方市役所 本館3階 第5会議室  
履行期間：契約締結日から令和5年3月31日まで  
（業務期間：令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）  
施行場所：枚方市中宮北町20-3 中宮浄水場  
発注者：枚方市上下水道事業管理者

#### 予定価格及び最低制限価格

予定価格 設定あり（事後公表）

最低制限価格 設定なし

※上記価格には、消費税及び地方消費税を含む。また、小数点以下の端数がある場合は切捨て。

#### 業務概要

浄水発生土積込・運搬工 一式  
浄水発生土処理工 一式  
（詳細は、別紙仕様書参照のこと）

#### 業種

その他委託

#### 入札方法について

- A. 応札者単独で入札することを基本とする（以下、「A方式」という。）。A方式の場合、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。）第14条第1項に基づく産業廃棄物（種類：「汚泥」）収集運搬業の許可を大阪府及び有効利用分を運搬する都道府県において受けていること。また、有効利用分に係る同法第14条第6項に基づく産業廃棄物（種類：「汚泥」）処分業の許可を受けていること。
- B. 上記A方式を基本とするが、応札者が本業務に要する収集運搬業又は処分業（有効利用に係るもの）のいずれかの許可を有していない場合、業務提携をしている企業（以下「業務提携者」という。）と共に入札金額を積算し、応札することを認める。ただし、業務提携者による入札は認めない（以下、「B方式」という。）。B方式の場合、収集運搬業を担当する者にあつては、本業務履行に要する廃掃法第14条第1項の規定に基づく産業廃棄物（種類：「汚泥」）収集運搬業の許可を大阪府及び有効利用分を運搬する都道府県において受けていること。有効利用分の処分業を担当する者にあつては、本業務履行に要する同法第14条第6項に基づく産業廃棄物（種類：「汚泥」）処分業の許可を受けていること。
- ※B方式での応札者が落札した場合は、発注者と収集運搬業を担当する者、発注者と処分業を担当する者のそれぞれで契約を締結する。その場合、それぞれの契約金額は見積書の金額に基づいて決定する。

#### 支払条件

毎月出来高払い

（B方式で応札した者が落札者となった場合、発注者から応札者及び業務提携者それぞれに直接支払う。なお、業務提携者が本市登録業者でない場合、口座振替申請書を上下水道局経営戦略室（財務担当）へ提出すること。）

#### 設計図書

設計図書（仕様書等）は、枚方市ホームページ（入札・契約情報→郵便入札関係情報）からダウンロードすること。

#### 参加申請書

枚方市ホームページ（入札・契約情報→郵便入札関係情報）よりダウンロードすること。

※ 単価契約 [随意契約（郵便による見積合せ）] 参加申請書

#### 専用封筒配布場所

枚方市総務部契約課（枚方市役所 本館3階）にて配布。

#### 質疑メール締切期限

令和4年1月19日 正午まで

質疑はEメールのみとする。会社名及び担当者名を必ず明記すること。（※質疑書の様式は、枚方市ホームページ（入札・契約情報→様式ダウンロード内）の「質疑回答書」を使用してください。）

質疑メール送付先 keiyaku-itaku@city.hirakata.osaka.jp

#### 回答日時等

令和4年1月21日 午後1時より 契約課ホームページ「質疑回答公表」に掲載。

## 業務提携者申告書

A方式での応札者は不要。

B方式での応札者は、業務提携者を明記した業務提携者申告書（様式4）を必ず添付すること。業務提携者申告書は、参加申請書とともに、入札参加申請書類在中封筒（オレンジ色）に入れること。業務提携者申告書の添付がない者は、B方式での入札では落札者として認めない。

## 発注条件

### 【地域区分】

市内業者

### 【登録業種】

「その他委託」の「産業廃棄物収集運搬（小分類番号 611 もしくは 612）」又は「産業廃棄物処分（中間処理）（小分類番号 621 もしくは 622）」のいずれか

※業務委託契約であることに注意すること。

### 【配置予定業務責任者】

直接雇用する業務責任者を配置すること。

### 【その他の条件】

- 見積書郵送締切日において、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。以下同じ。）第 1 項各号のいずれか又は同令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれにも該当しないこと。
- 見積書郵送締切日において、枚方市入札参加停止、指名停止等の措置に関する要綱に基づき、一般競争入札への参加の停止又は指名競争入札の指名の停止（以下「入札参加停止」という。）の措置を受けていないこと。
- 見積書郵送締切日において、枚方市公共工事等暴力団排除措置要綱に基づき、枚方市暴力団排除条例（平成 24 年枚方市条例第 45 号）第 8 条の規定による措置を受けていないこと。
- 前各号に掲げることのほか、入札参加停止の措置事由に該当し、入札に参加させることが適当でないと認められる者でないこと。
- 本業務履行に必要な収集運搬業及び処分業の許可を有していること。（応札者がいずれかの許可を有していない場合は、業務提携者が当該許可を有していること。）
- 業務提携者が本市登録業者でない場合、枚方市公共工事等暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置要件に該当しないこと。
- その他、本仕様の内容を充足すること。

## 見積書

枚方市ホームページ（入札・契約情報→郵便入札関係情報）よりダウンロードすること。

（見積書作成に係る注意事項）

- ・見積書の金額（単価・金額・総合計金額）は、消費税及び地方消費税を含む金額を記入すること。
- ・見積書にある各項目の単価にそれぞれの予定数量を乗じた金額を合計し、総合計金額を算出すること。

## 決定方法

各項目の単価（税込）に予定数量を乗じた金額を合計し、その総合計金額の最も低い者を落札候補者とする。ただし、各項目の単価がそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲を上回った場合は、総合計金額の最も低い者から順番に協議を行い、全項目が予定価格（単価）の制限内となった者を落札候補者とする。

上記決定方法により落札候補最上位者となった者は、本市の指定する日時までに下記の「開札後提出書類」を契約課へ提出すること。

（提出がない場合又は参加条件及び本業務仕様書の内容を満たしていない場合は、落札者と認めない。またこの場合、次順位者を繰り上げて落札候補者とし、同様の審査を行う。）

## 開札後提出書類（落札候補者のみ）

- A方式、B方式のいずれの場合においても、本業務履行に必要な収集運搬業及び処分業の許可証等（写し）
- 配置予定業務責任者の雇用関係を証明する書類（健康保険被保険者証の写し（「保険者番号」、「被保険者等記号・番号」及び「QRコード」にマスキングを施すこと。）、住民税特別徴収税額（変更）通知書の写し、雇用保険被保険者証の写し、健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し（「被保険者整理番号」及び「基礎年金番号」にマスキングを施すこと。）のいずれか）
- B方式での応札者においては、業務提携者からの委任状（様式5）
- 業務提携者が本市登録業者でない場合、枚方市暴力団排除条例に基づく誓約書等
- その他、落札候補者に対し本市が指定する書類（指定する書類がある場合は落札候補者決定連絡時に通知）

## 参加業者及び立会人公表日

令和 4 年 1 月 31 日 枚方市ホームページ（入札・契約情報→郵便入札関係情報）にて公表。

**※公表時に「立会人」と表示された者は原則見積合せ日時に指定場所へお越しください。**

立会いに代表者以外の方が来られる場合は、立会人委任状（入札・契約情報→郵便入札関係情報）よりダウンロードすること。）を持参して下さい。

## 2 見積合せ及び見積合せ参加資格の審査

- (1) 見積合せ参加者は、郵便により見積りを行うこと。指定された郵送方法によらない見積りは受け付けない。

- (2) 見積書には、金額（各見積り単価）、会社の住所、商号又は名称及び代表者職氏名を記入し、届け出た使用印鑑を鮮明に押印すること。
- (3) 見積書は、入札書封筒（青色）に入れ、封緘すること。見積書の日付については、公表日から開札日までを有効とする。
- (4) 入札書封筒（青色）の表面に、入札日（見積合せ日）、発注番号及び件名を、裏面に所在地、商号又は名称及び代表者職氏名を記入し、届け出た使用印鑑で押印（裏面割印）すること。
- (5) 封筒の郵送について
  - ア 見積書を封緘した入札書封筒（青色）を入札書在中封筒（緑色）に入れること。
  - イ 参加申請書とその他本市が指定する見積合せ参加に必要な書類は、入札参加申請書類在中封筒（オレンジ色）に入れること。参加申請書の日付については、公表日から開札日までを有効とする。
  - ウ 緑色とオレンジ色の封筒裏面の発注番号、件名、会社の住所、商号又は名称、代表者職氏名及び電話番号を記入すること。（入札書在中封筒の差出人の下の余白には業者登録番号も記入）
  - エ 入札書在中封筒（緑色）及び入札参加申請書類在中封筒（オレンジ色）をそれぞれ別々に「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」で、郵送期限までに枚方郵便局（枚方北局・枚方東局は不可）に必着するように郵送すること。なお、見積合せが終わるまで差出控えを保管すること。
- (6) その他
  - ア 資料の作成に係る費用は、提出者の負担とする。
  - イ 提出された資料は、返却しない。
  - ウ 見積合せ参加資格の審査は、申請書・見積書等郵送締切後に行うものとする。ただし、見積合せ参加資格の審査により見積りを認められた者であっても、落札者決定に必要な審査の結果、落札者としての要件を満たしていない又は満たしていることを確認できない場合は落札者とししない。
  - エ 見積合せは、複数の職員が行うものとする。

### 3 契約の締結

契約書は、本市所定のものを使用する。

### 4 契約を締結しない場合

申請書・見積書等郵送締切日から契約締結日までの期間において、落札者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該落札者と契約を締結しない。

- (1) 無効な見積りであったことが明らかになった場合
- (2) 申請書・見積書等郵送締切日の日の後に入札参加資格の要件を満たさないこととなった場合
- (3) 申請書・見積書等郵送締切日の後に「1の【その他の条件】1.から4.及び6.」に該当することとなった場合

### 5 見積りの無効

次の各号のいずれかに該当する見積りは、無効とする。

- (1) この公告に示した見積合せ参加に関する諸条件を満たさない者又は虚偽の申請を行った者のした見積り
- (2) 枚方市契約規則に規定する入札無効要件中、入札を見積りと読み替えた場合にこれに該当する見積り
- (3) 入札書封筒、入札書在中封筒、及び入札参加申請書類在中封筒が「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」の局留め郵便以外の方法で契約課へ届けられた場合
- (4) 入札書封筒、入札書在中封筒、及び入札参加申請書類在中封筒（入札参加申請書類在中封筒を任意の封筒に貼り付けた場合を含む。）以外の封筒で郵送された場合
- (5) 入札書封筒、入札書在中封筒、及び入札参加申請書類在中封筒が郵送期限までに枚方郵便局に必着していなかった場合
- (6) 見積書及び入札書封筒に届出のある使用印鑑が押印されていなかった場合
- (7) 一通の封筒に複数の見積書が入っていた場合
- (8) 入札参加申請書類在中封筒に参加申請書その他必要書類が同封されていなかった場合
- (9) 入札書封筒、入札書在中封筒、及び入札参加申請書類在中封筒において、申請者又は発注業務が特定できなかった場合
- (10) 発注番号と件名が不一致の場合
- (11) その他申請者又は発注業務を特定できなかった場合
- (12) その他見積合せに関する条件に違反した者の見積り

## 6 見積合せの中止等

次のいずれかに該当するときは、見積合せを中止し、又は見積合わせを延期することがある。

- (1) 不正な見積が行われるおそれがあると認めるとき。
- (2) 災害その他やむを得ない理由があると認めるとき。
- (3) 見積者又は見積の参加資格の審査により当該見積合せの参加を認められたものが 2 人に満たないとき。ただし、公表を再度行って実施する場合及び市外業者までを対象として実施した見積合せについては、この限りではない。

## 7 見積合せ参加者名の公表

見積合せ参加者名の公表は、指定日に行う。また、同時に立会人の指名表示も行う。

※ 見積合せ参加者名・参加者数等を探る行為は、本市の入札参加（指名）停止措置になるのみでなく、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 第 1 項「公契約関係競売等妨害」に当たることがありうる。当該事実があれば、警察当局へ報告する等、毅然とした態度で対応するので了知されたい。

## 8 一括再委託等の禁止

- (1) 受注者は、業務の全部を一括して、又は設計仕様書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け合わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が設計仕様書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

## 9 談合その他不正行為の対応

本見積合せについて、談合等その他不正行為が認められた場合は、公正取引委員会及び警察当局へ通報するなど、厳正に対応するので了知されたい。

## 10 その他

不正な見積りが行われるおそれがあると認めるときは、無効の見積書についても開札するものとする。

## 11 問い合わせ先

大阪府枚方市大垣内町 2 丁目 1 番 20 号

枚方市総務部契約課（枚方市役所本館 3 階） 電話（072）841-1345